

平成29年度版

都内社会福祉協議会の皆様へ

「社協の保険」のご案内

平成29年度版の改定点

今回更新いただくⅠ「社協総合補償プラン」オプション契約の役員向け傷害保険、社協の貸紙幣類・有価証券の保管輸送保険、サービス利用者傷害保険、送迎中自動車傷害保険、Ⅱ「ふれあいサロン傷害保険」の傷害補償部分につきまして、補償内容に一部改定があります。主な改定点等は別紙『傷害保険等 商品改定のご案内』、『貸紙幣類・有価証券を対象とする運送保険2016年10月商品改定に係わる概要ご説明資料』のとおりとなりますので、今年度の募集パンフレット等とあわせてご確認ください。

保険期間：平成29年4月1日(午後4時)～平成30年4月1日(午後4時)

中途加入(*)については、中途加入手続き完了日(毎月20日締切)の翌月1日の午前0時から補償開始となります。

(ただし約定履行費用保険・身元信用保険、ふれあいサロン傷害保険につきましては、平成29年4月1日(午前0時)～平成30年3月31日(午後12時)となります。)

(*)中途加入とは、保険期間の途中から保険加入されることをいいます。

募集締切日：平成29年3月17日(金)

- 本保険は東京都内の社会福祉協議会を対象とした「社協総合補償プラン」です。
- 障害者総合支援法の居宅における諸サービスおよび公的介護保険対象の訪問介護・居宅介護支援事業等にも対応しております。
- ふれあいサロン活動参加者を対象とした「ふれあいサロン傷害保険」もあわせてご案内いたします。

※募集締切日までに加入依頼書等の一式書類を東京福祉企画までご提出いただき、保険料のお振込みをお願いします。

ご加入内容をご確認ください。

ご加入・更新いただく前に保険商品がご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。加入依頼書の記載事項等につきましては、重要事項説明書に添付の「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」にそってご確認いただき、記載漏れ・記載誤りがある場合は、追記・訂正をお願いいたします。また、更新の場合は、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、万一、誤りがありましたら、代理店東京福祉企画までお問い合わせくださいますようお願いいたします。

社会福祉法人 **東京都社会福祉協議会**

も く じ

「社協の保険」について		1	ページ
I . 「社協総合補償プラン」のご案内		1	ページ
基本契約	賠償責任保険 (施設賠償責任保険、生産物賠償責任保険、 居宅介護事業者賠償責任保険)	補償概要	3
		お支払いする保険金および お支払いする保険金の内容	17
		保険金をお支払いしない主な場合	25
オプション 契 約	1. 役職員向け傷害保険 (総合生活保険(傷害補償))	補償概要	5
		お支払いする保険金および お支払いする保険金の内容	18
		保険金をお支払いしない主な場合	26
	1-A 就業中のみ補償の傷害保険 (総合生活保険(傷害補償)就業中 のみの危険補償特約付帯)	補償概要	5
		お支払いする保険金および お支払いする保険金の内容	18
		保険金をお支払いしない主な場合	26
	1-B 24時間補償の傷害保険 (総合生活保険(傷害補償))	補償概要	6
		お支払いする保険金および お支払いする保険金の内容	18
		保険金をお支払いしない主な場合	26
	2. 役職員向け感染症補償保険 (約定履行費用保険)	補償概要	7
		お支払いする保険金および お支払いする保険金の内容	19
		保険金をお支払いしない主な場合	26
3. 社協の貸紙幣類・有価証券の保管輸送保険 (マネーディフェンダー特別約款付運送保険)	補償概要	9	
	お支払いする保険金および お支払いする保険金の内容	20	
	保険金をお支払いしない主な場合	27	
4. 身元信用保険	補償概要	11	
	お支払いする保険金および お支払いする保険金の内容	21	
	保険金をお支払いしない主な場合	27	
5. サービス利用者傷害保険 (総合生活保険(傷害補償)管理下中のみ の傷害危険補償特約往復途上傷害危険補償特約付帯)	補償概要	12	
	お支払いする保険金および お支払いする保険金の内容	23	
	保険金をお支払いしない主な場合	27	
6. 送迎中自動車傷害保険 (交通乗用具搭乗中の傷害危険担保特約付帯 傷害保険)	補償概要	13	
	お支払いする保険金および お支払いする保険金の内容	23	
	保険金をお支払いしない主な場合	28	
II . 「ふれあいサロン傷害保険」のご案内 (行事参加者の傷害危険担保特約付帯傷害保険)		補償概要	14
		お支払いする保険金および お支払いする保険金の内容	24
		保険金をお支払いしない主な場合	28
事故発生から保険金お支払いまでの流れ		29	ページ
もし事故が起きたときには		30	ページ
本保険に関するお問い合わせ先		35	ページ

「社協の保険」について

社協の保険は、社協が業務を行なう上で想定される様々な事故を補償する団体制度として平成16年4月に発足いたしました。

この補償制度は、以下2つのプランから構成されています。

I. 「社協総合補償プラン」

社協が行なう業務（社会福祉施設、介護保険事業の一部を除く）に起因する賠償責任事故等を補償いたします。社協総合補償プランの、賠償責任保険（基本契約）にご加入いただくことにより、以下の保険の補償内容はカバーされます。

- 在宅福祉サービス保険（賠償責任保険）
- 介護事業者総合保険のうち、居宅介護支援・訪問介護・訪問入浴介護・福祉機器貸与の各種サービスの賠償責任保険
- 地域権利擁護事業保険および各社協独自事業のための賠償責任保険

II. 「ふれあいサロン傷害保険」

社協等が行うふれあいサロン活動中に、その参加者が被った急激かつ偶然な外来の事故によるケガを補償します。また、活動場所までの往復途上のケガも補償の対象となります。

I. 「社協総合補償プラン」のご案内

「社協総合補償プラン」は、基本契約の賠償責任保険に6つのオプション契約が設定されております。オプション契約の組み合わせは自由となっております。

「社協総合補償プラン」の構成

＜基本契約＞

賠償責任保険

＜オプション契約＞

- + 1. 役職員向け傷害保険
(就業中のみ補償・24時間補償)
2. 役職員向け感染症補償保険
3. 社協の貨紙幣類・有価証券の保管輸送保険
4. 身元信用保険
5. サービス利用者傷害保険
6. 送迎中自動車傷害保険

＜基本契約の補償の対象となる社協業務＞

- ①社協事務所の所有・使用・管理
- ②ボランティア・市民活動の推進事業
- ③地域福祉権利擁護事業（独自事業を含む）
- ④広報事業
- ⑤調査研究事業
- ⑥福祉等に関する相談事業
- ⑦募金・寄付活動
- ⑧福祉機器・什器備品の貸与
- ⑨研修会、行事等の企画・主催
- ⑩講師等の派遣
- ⑪各種受託事業、その他新規事業 など
- ⑫法人後見（成年後見）業務及び後見監督業務
- ⑬在宅サービス福祉事業（障害者総合支援法による居宅サービスにおける諸サービスを含みます）
- ⑭居宅介護支援、訪問介護、訪問入浴介護事業 など

* ①～⑫の業務は施設賠償責任保険、生産物賠償責任保険の対象となります。

⑬⑭の業務は居宅介護事業者賠償責任保険の対象となります。

* 社協の業務に起因して被保険者（補償を受けることができる方）が法律上の賠償責任を負ったことによる損害であれば、社協事務所の内外を問わず補償の対象となります。（日本国内に限ります）
補償の具体的な内容については、P.17をご覧ください。

* 指定管理者業務については別途取扱代理店東京福祉企画までご相談ください。

＜基本契約の補償の対象とならない業務＞

- 社協が所有、使用もしくは管理する社会福祉施設に関する業務および介護保険施設に関する業務（ただし、介護保険施設に関する業務のうち、居宅介護支援、訪問介護、訪問入浴介護、福祉機器貸与は補償の対象ですが、それ以外のサービスは本保険プランでは補償できません）

→ 従来より、本会でご案内しております「**社会福祉施設損害保険**」
「**介護事業者総合保険**」にて対応いたします。

オプション契約「1. 役職員向け傷害保険（就業中のみ補償）」については、日本国内外を問わず、社協の行うすべての業務が対象となります。（特定の業務に従事する役職員のみを対象とすることもできます）

オプション契約「3. 社協の貨紙幣類・有価証券の保管輸送保険」については社協が所有する貨紙幣類、有価証券、第三者から預かった貨紙幣類・有価証券が対象となります。

オプション契約「5. サービス利用者傷害保険」については、日本国内外を問わず、社協の提供するすべてのサービスが対象となります。（特定のサービスのみを対象とすることもできます。）

基本契約

賠償責任保険

(施設賠償責任保険、生産物賠償責任保険、居宅介護事業者賠償責任保険)

<支払限度額と保険料> (支払限度額は下表の保険種目毎に適用されます。)

項目	Aコース	Bコース
対人・対物合算限度額 施設賠：(1名・1請求) 生産物賠：(1名・1請求・保険期間中) 居宅賠：(1請求・保険期間中)	2億円	1億円
人格権侵害(1名・1請求・保険期間中)	1,000万円	
管理財物 施設賠：(1事故) 居宅賠：(1請求)	100万円	
うち現金(1事故)	10万円	
初期対応費用(1事故)	500万円	
うち死亡見舞金・見舞品(1名)	10万円限度	※見舞金・見舞品は1事故において被災者1名につき死亡見舞、入院見舞、通院見舞合計で10万円限度となります。
入院見舞金・見舞品(1名)	3万円限度	
通院見舞金・見舞品(1名)	1万円限度	
訴訟対応費用(1事故)	500万円	
居宅介護支援業務純粋経済損害(居宅賠) (1請求・保険期間中)	100万円	
地域権利擁護事業純粋経済損害(施設賠) (1請求・保険期間中)	100万円	
法人後見(成年後見)業務及び後見監督業務 純粋経済損害(施設賠)(1請求・保険期間中)	100万円	
保険料(常勤役職員・1名あたり)	2,200円	2,000円

年間保険料 = 1名あたり保険料 × 常勤役職員人数※

例) 常勤役職員30名の社協がAコースに加入した場合

※社会福祉施設に勤務する職員は含みません。

年間保険料 = 2,200円(Aコース保険料) × 30(名) = 66,000円

保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度等の確定した常勤役職員数に基づいて保険料を算出します。保険期間中の職員数による精算は、原則として行いません。なお、ご申告いただいた常勤役職員数が把握可能な最近の会計年度等の常勤役職員数に不足していた場合には、申告いただいた数値に基づく保険料と正しい数値に基づく保険料の割合により保険金を削減することになりますのでご注意ください。

■ 被保険者の範囲

- ①社会福祉協議会（記名被保険者）
 - ②その社会福祉協議会の役員等
 - ③その社会福祉協議会の職員・構成員（①の指示に基づいて仕事を遂行する研修受講生（パートタイマー、協会員、養成研修受講生）を含みます）
 - *ただし、②～③は①の業務に従事している間に限ります。
- （注）「居宅介護支援業務に係る純粋経済損害賠償」および「地域権利擁護事業に係る純粋経済損害賠償」の被保険者については、P. 17「お支払いする保険金およびお支払いする保険金の内容」のそれぞれの項目をご確認ください。

■ お支払する保険金の種類

- ①法律上の損害賠償金（※）
- ②賠償責任に関する訴訟費用・弁護士費用等の争訟費用（※）
- ③求償権保全・行使のために要した費用及びすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止に必要なまたは有益な費用（※）
- ④引受保険会社の要求に伴う協力費用
- ⑤損害防止軽減のための手段を講じた後に賠償責任が無いことが判明した場合において、応急手当等緊急措置に要した費用、または引受保険会社の同意を得て支出した費用
 - （※）被保険者が引受保険会社の同意を得ないで金銭を支払ったり、引受保険会社の書面による同意を得ないで訴訟費用、弁護士費用等を支払った場合には、保険金の全部または一部が支払われない場合がありますのでご注意ください。
 - ①～③については、支出前に引受保険会社の同意が必要となりますのでご注意ください。

⑥初期対応費用

この保険の対象となりうる事故が発生した場合に、被保険者が当該事故について初期対応を行うために支出した以下の費用。ただし、その額および使途が社会通念上、妥当と認められるものに限り、

- 事故現場の保存費用、事故状況の調査・記録費用、写真撮影費用、事故原因の調査費用
- 事故現場の取片付け費用
- 被保険者の役員または使用人を事故現場に派遣するために必要な交通費・宿泊費などの費用
- 通信費
- 事故が他人の身体障害である場合において、被害者に対する見舞金（香典を含みます）または見舞品の購入費用
- 新聞等へのお詫び広告掲載費用（支出前に書面による引受保険会社の同意が必要です）
- その他上記に準ずる費用

⑦訴訟対応費用

被保険者に対して損害賠償金の支払いを求める訴訟が提起された場合に（この保険契約により、支払対象となる事故についての訴訟に限り、）被保険者が負担する以下の費用。ただし、その額および使途が社会通念上、妥当と認められるものに限り、

- 被保険者の使用人の超過勤務手当・交通費・宿泊費・臨時雇用費用、被保険者の役員の交通費・宿泊費
- 増設コピー機のリース費用
- 被保険者が行う事故の再現実験費用
- 外部の実験機関に委託して行う事故の再現実験費用
- 事故原因調査費用
- 意見書・鑑定書作成費用
- 相手方当事者または裁判所に提供する文書作成費用

■ 保険金のお支払方法

上記①の損害賠償金については、その額に対して支払限度額を限度に保険金をお支払いします。（ただし、管理財物事故については、支払限度額の範囲内であっても、その管理財物の時価がお支払いの限度となります。）

上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払対象となります。ただし、②の争訟費用について、①損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、「支払限度額÷①損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。

⑥については被保険者が支出した費用について、初期対応費用支払限度額の範囲内でお支払いします。

ただし、その内枠で、他人の身体障害事故の見舞金・見舞品購入費用については被害者1名につき被害の内容により限度額がございます。P. 3「支払限度額と保険料」でご確認をお願いいたします。

⑦については、被保険者が支出した費用について、訴訟対応費用支払限度額の範囲内でお支払いします。

1. 役職員向け傷害保険

1 - A 就業中のみ補償の傷害保険（総合生活保険（傷害補償）就業中のみ危険補償特約付帯）

(1) 保険の内容

社協役職員（常勤・非常勤）が就業中（通勤途上を含みます）に急激・偶然・外来の事故によりケガをされた場合に、死亡・後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金をお支払いいたします。

例) 社協職員が、業務中階段を踏み外し足をケガした。

※地域福祉コーディネーターも補償の対象となります。

(2) 保険金額と保険料

	Aコース	Bコース	Cコース
死亡・後遺障害保険金	1,200万円	1,018万円	613万円
後遺障害保険金	後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。		
入院保険金（1日あたり）	7,000円	5,000円	3,000円
手術保険金	〔入院保険金日額〕×〔入院中の手術は10倍、入院中以外の手術は5倍〕をお支払いします。※		
通院保険金（1日あたり）	4,000円	3,000円	2,000円
保険料（1名あたり）	14,020円	11,050円	6,910円

※傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

*上記保険料は、団体割引15%を適用しております。

(3) 年間保険料

$$\text{年間保険料} = 1 \text{名あたり保険料} \times 1 \text{日の最高稼働従事者数}$$

(*) 従事者名簿は常時備え付け下さい。

保険会社が必要と認めた場合は、従事者名簿をご提出いただく場合があります。

(*) 1日の最高稼働従事者数とは、稼働する従事者が最も多い日の1日あたりの延べ従事者の人数をいいます。

(その他ご注意事項)

- ・保険金は、直接被保険者である役職員、死亡保険金についてはその法定相続人へのお支払いとなります。
- ・保険料は、職種級別 A(社会福祉事業専門職員、職種級別 B 以外)の方を対象としたものです。(住居と職場を同じくする方、就業中と否との区別が明らかでない職種の方についてのお引受けはできません。) 職種級別 B(自動車運転者、建設作業員、農林業作業員、漁業作業員、採鉱・採石作業員、木・竹・草・つる製品製造作業員)の方は、取扱代理店までお問い合わせ下さい。

※全役職員を対象とした保険ですが、特定の業務に従事する職員（協力会員含む）だけの加入も可能です。

その場合は加入依頼書に対象業務をご記入ください。(例 在宅サービス業務に従事する職員のみ)

1-B 24時間補償の傷害保険（総合生活保険（傷害補償））

（1）保険の内容

業務中・業務外を問わず、社協役職員が急激・偶然・外来の事故により、死亡・後遺障害を被った場合に下記保険金をお支払いします。

（2）保険金額と保険料

死亡・後遺障害保険金	100万円
後遺障害保険金	後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。
保険料（1名あたり）	1,480円

（3）年間保険料

$$\text{年間保険料} = \text{全役職員数（常勤＋非常勤）} \times 1,480 \text{円}$$

- * 役職員全員を対象とした保険ですので、全役職員数でのお申し込みとなります。
- * 役職員名簿は常時備え付け下さい。保険会社が必要と認めた場合、提出をお願いする場合があります。
- * 保険金は、直接被保険者である役職員、死亡保険金についてはその法定相続人へのお支払いとなります。
- * 保険料は、職種級別A（社会福祉事業専門職員等、職種級別B以外）の方を対象としたものです。
職種級別B（自動車運転者、建設作業員、農林業作業員、漁業作業員、採鉱・採石作業員、木・竹・草・つる製品製造作業員）の方は取扱代理店までお問い合わせください。

2. 役職員向け感染症補償保険 (約定履行費用保険)

(1) 保険の内容

保険期間中、貴社協（被保険者）の役職員（貴社協の作成、保管する名簿に記載されている業務従事者）がその業務遂行に起因して細菌・ウイルス等の病原体に感染したことによって下記（2）に掲げる感染症を発症し、その直接の結果として、平常の生活ができなくなり入院もしくは通院した場合、または、発症日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に、貴社協が感染症補償規程（東京都社会福祉協議会「感染症補償規程」を指します）に基づきその役職員または遺族に対し、補償金（見舞金）を支払った(*)ことによる費用損害に対し保険約款に従い保険金をお支払いします。

(*) まず社協から感染症補償規程に沿って補償金をお支払いしていただき、その後保険金請求をしていただきます。

※入院または通院は、それぞれ4日以上の場合がお支払いの対象となります。

(2) 対象となる感染症

肝炎（B型およびC型）、結核、HIV感染症（エイズ）、皮膚感染（疥癬、カンジダ症、白癬症、带状疱疹、単純ヘルペス、紅色陰癬等）、腸管感染症（コレラ、腸チフス、細菌性赤痢、細菌性食中毒等）、MRSA（院内感染）、肺炎、ペスト、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、パラチフス、ジフテリア、ポリオ、ラッサ熱、重症急性呼吸器症候群（病原体がSARS、コロナウイルスであるものに限りま。）

(3) 保険金額と保険料

	補償内容	保険金額
死亡見舞保険金（1名につき）	死亡	100万円
入院見舞保険金（1名につき）	入院15日以上	5万円
	入院8～14日以内	3万円
	入院4～7日以内	2万円
通院見舞保険金（1名につき）	通院4日以上	1万円
	保険料（1名あたり）	300円

(4) 年間保険料

全役職員数（常勤・非常勤）×300円

（直近の事業年度におけるもの）

* 役職員全員を対象とした感染症補償規程に基づいて支払われる保険ですので、全役職員数でのお申し込みとなります。（特定の業務に従事する役職員のみ加入はできません。）

(5) ご加入に際して

① 本保険をご契約いただくにあたりましては、以下に掲げる要件を満たす「感染症補償規程」を貴社協が定められていることが必要です。

- 感染症罹災を補償金支給事由としていること
- 書面によるものであること
- 別の保険契約約款または公的保険制度でないこと
- 役職員すべてを補償金支給対象としていること
- 役職員全員に周知徹底されているものであること

② 添付の東京都社会福祉協議会「感染症補償規程」に署名・捺印の上、加入依頼書とともに提出下さい。

③ 役職員に感染症が発生した場合には、まず貴社協が感染症補償規程に従って補償金を給付いただき、その後引受

保険会社が貴社協に保険金をお支払いいたします。

- ④この保険の保険金は、保険会社が定める保険約款に従って支払われますので、貴社協が感染症補償規程に従って職員に補償金を給付した場合でも、事例によっては、その全部または一部について保険金お支払いの対象とならない場合がございます。ご不明な点がございましたら東京福祉企画までお問い合わせください。
- ⑤上記損害のほか、偶然な事由が発生した後に、損害の発生・拡大の防止のために被保険者が支出した費用のうち、引受保険会社が必要・有益と認めた費用や、引受保険会社に移転する求償権の保全・行使手続きに協力いただく場合の費用もお支払いの対象となります。
- ⑥保険金請求の際は、保険金請求書の他、被保険者が補償金等を役職員に支払ったことを証明する書類（死亡補償金の支払いについては、遺族の実印付き領収証・印鑑証明書）、役職員に事故が生じたことを証明する書類（死亡診断書、労災支給決定通知書写、罹災証明書、医師の診断書等）、役職員本人と遺族との関係を証明する書類、その他引受保険会社が必要と認める書類の提出が必要となります。

（補足）役職員向け感染症補償保険ご加入に際しての注意点

感染症補償保険に加入する場合は、貴社協において感染症に対する補償を定めた規程が必要となります。別紙の東京都社会福祉協議会「感染症補償規程」に署名・捺印の上、加入依頼書に添付してご提出下さい。

3. 社協の貨紙幣類・有価証券の保管輸送保険

マネーディフェンダー特別約款（輸送額方式・即時払付き）・貨物賠償責任担保特別約款（マネーディフェンダー用）付運送保険

(1) 保険の内容

社協が所有する貨紙幣類（第三者から預かった現金を含む）・有価証券（通帳・記名捺印済み預金の払戻請求書を除く）について保管中・輸送中（携行、護送、書留郵便（特定記録郵便を含みません。）、または貴重品扱いであることを告げて輸送を委託する自動車便、鉄道便、航空便、セキュリティバイク便等当社が事前に認めたその他の輸送方法に限ります。以下同様）の危険（保険の対象の輸送中の盗難・紛失・滅失等、保険の対象の保管中の盗難・滅失等）による損害を補償します。また、社協が第三者から預かる貨紙幣類（現金を除く）・有価証券（地域福祉権利擁護事業・財産保全サービス事業等）の保管中・輸送中の危険による損害について、社協が所有者に対して法律上および契約上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

例) ●火災により社協事務所で保管していた社協所有の現金が焼失した。

- 社協所有の現金を銀行へ預け入れに行く途中、何者かに当該現金を盗まれた。
- 地域福祉権利擁護事業・財産保全サービス事業等で預かった通帳が盗難にあい、現金が引き出され、社協が所有者に対し法律上の賠償責任を負担したことにより損害を被った。

(2) 保険の対象の範囲

- ①社協が所有する貨紙幣類・有価証券。ただし通帳、記名捺印済み預金の払戻請求書は除きます。
 - ②地域福祉権利擁護事業・財産保全サービス事業等で社協が利用者から預かった貨紙幣類・有価証券
 - ③その他事業で社協が預かった貨紙幣類・有価証券
- *貨紙幣類・有価証券の範囲はP10をご参照下さい。

(3) 保管場所

- ①社協事務所および各拠点（金庫の内外を問いません）
- ②社協から集金委託を受けた協力会員、民生委員等の自宅

(4) 保管期間

貨紙幣類：14日間 有価証券：1ヵ月間

(5) 補償内容

貨紙幣類・有価証券 それぞれについて 1事故あたりの支払限度額	5,000万円
------------------------------------	---------

※協力会員等が自宅一時保管する貨紙幣類・有価証券は限度額は合算で100万円

(6) 年間保険料

年間輸送額が1億円未満の場合(*) **70,000円**

- *上記保険料は年間輸送額が1億円未満の保険料です。年間輸送額が1億円以上となる場合は取扱代理店までお問い合わせ下さい。
- ご加入にあたっては前年度の輸送額を通知いただきますので同封の申告書の通知欄に記載いただきますようお願いいたします。
- 補償の対象となる貨紙幣類・有価証券は、帳簿等により確認可能な現金・金券類などとなります（事故時にご確認させていただくこともございます）。

(7) 貨紙幣類、有価証券の定義

(貨紙幣類の定義)

貨紙幣類とは、次のものをいいます。

- (1) 貨紙幣（外国通貨を含みます）
- (2) 小切手（線引であると否とを問いません。小切手としての要件を充足しないものは除きます。）
- (3) 郵便切手、収入印紙、収入証紙、特許印紙、自動車重量税印紙、自動車検査登録印紙、自動車審査証紙、登記印紙、健康保険印紙
- (4) 金・銀・白金の地金（貴金属を含有する法定貨幣を含みます。）、ダイヤモンド原石
- (5) イ 金券、商品券、ギフト券、商品引換券、図書券、購買券、景品券、食券
 - ロ クーポン券、乗車券（定期券、航空券を含みます）、入場券（前売券を含みます）
 - ハ プリペイドカード（テレホンカード、券面金額が保険の対象に表示されたプリペイド式乗車用カード、図書カード、百貨店・スーパーマーケット用カード、ガソリンスタンド用カード等）
 - ニ 記名・捺印済み預金の払戻請求書、預金通帳・預金証書（譲渡性定期預金証書を含みます）・金通帳・金証書・金信託証書・その他の金預り証書または証券（ただし、いずれも印鑑とともに輸送する場合があります）
 - ホ 郵便為替、利札、宝くじ（抽せん日前に限ります）、ゴルフ会員券

(有価証券の定義)

有価証券とは次のものをいいます。

- (1) 国債証券
- (2) 株券（新株券を除き予備株券を含みます）
- (3) 公・社債券、抵当証券、船荷証券、倉庫証券、荷渡指図書、投資信託の受益証券、出資証券、新株予約権証書
- (4) 手形、C.P.（コマーシャル・ペーパー）（ただし、手形・C.P.としての要件を充足しないものは除きます。）
- (5) 株式申込証拠金領収証、株式払込金領収証、株式配当金領収証、郵便振替支払通知書、公債登録済書、国債・株券・公債・社債・投資信託の受益証券・C.P.（コマーシャル・ペーパー）・譲渡性定期預金証書の預り証
- (6) 預金通帳・預金証書（譲渡性定期預金証書を含みます）・金通帳・金証書・金信託証書・その他の金預り証書または証券（ただし、いずれも印鑑とともに輸送する場合は除きます*）
 - (*) 預金通帳は、印鑑とともに輸送される場合は「貨紙幣類」、印鑑とともに輸送されない場合は「有価証券」とみなされます。
 - (*) 社協が所有する貨紙幣・有価証券類については、上記から「記名・捺印済みの預金の払戻請求書」および「預金通帳」を除きます。（保険の対象とはなりません。）

4.身元信用保険 (身元信用保険)

(1) 保険の内容

社協職員（被保証人）が社協のために事務を処理するにあたり、または職務上の地位を利用して横領、窃盗、不動産侵奪、強盗、詐欺、背任行為の不誠実行為を行ったことによって、被保険者（社協）が所有する財産が不法に領得されたこと
 によって被るその財産についての損害および被保険者（社協）以外の者が所有する財産が不法に領得されたことについて、その財産について法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いいたします。

例) 日常金銭管理サービスにおいて、利用者から預かった現金を、社協職員が着服した。

(2) 支払限度額と保険料

<支払限度額>

職員 1 名あたり 100 万円限度 / 保険期間中 500 万円限度

<年間保険料>

職員数	保険料	職員数	保険料	職員数	保険料	職員数	保険料
1	4,730	26	39,870	51	67,960	76	90,570
2	7,570	27	41,000	52	68,870	77	91,480
3	10,410	28	42,140	53	69,770	78	92,380
4	13,240	29	43,270	54	70,680	79	93,290
5	16,080	30	44,400	55	71,580	80	94,190
6	17,210	31	45,530	56	72,480	81	95,100
7	18,340	32	46,670	57	73,390	82	96,000
8	19,480	33	47,800	58	74,290	83	96,910
9	20,610	34	48,930	59	75,200	84	97,810
10	21,740	35	50,060	60	76,100	85	98,720
11	22,880	36	51,200	61	77,010	86	99,620
12	24,010	37	52,330	62	77,910	87	100,520
13	25,140	38	53,460	63	78,820	88	101,430
14	26,270	39	54,600	64	79,720	89	102,330
15	27,410	40	55,730	65	80,630	90	103,240
16	28,540	41	56,860	66	81,530	91	104,140
17	29,670	42	57,990	67	82,430	92	105,050
18	30,810	43	59,130	68	83,340	93	105,950
19	31,940	44	60,260	69	84,240	94	106,860
20	33,070	45	61,390	70	85,150	95	107,760
21	34,210	46	62,530	71	86,050	96	108,660
22	35,340	47	63,660	72	86,960	97	109,570
23	36,470	48	64,790	73	87,860	98	110,470
24	37,600	49	65,920	74	88,770	99	111,380
25	38,740	50	67,060	75	89,670	100	112,280

(* 無記名にて職員全員を包括的に補償する保険のため、全職員数が保険料の算出基礎となります。)

(* 100 名超の場合は、個別に代理店までご照会ください。)

(3) 補償の範囲

社協職員（被保証人）が被保険者（社協）のために事務を処理するにあたり、または社協職員の地位を利用して、窃盗・強盗・不動産侵奪・詐欺・横領または背任行為の不誠実行為を行い、被保険者（社協）が所有する財産が不法に領得されたこと
 によって被るその財産についての損害および被保険者（社協）以外の者が所有する財産が不法に領得されたことについて、その財産について法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払い
 いたします。

※過去に被保険者に対して不誠実行為を行ったことがある者は、保険契約締結時にご契約者および被保険者が過去の
 不誠実行為を知らなかった場合を除き、被保証人に含めることができません。

5. サービス利用者傷害保険 (総合生活保険(傷害補償)管理下中のみ の傷害危険補償特約往復途上傷害危険補償特約付帯)

(1) 保険の内容

加入社協が提供するサービスの利用者がサービス利用中(社協の管理下中)に急激・偶然・外来の事故によりケガをされた場合。(往復途上を含みます。)

(2) 被保険者

加入社協が提供するサービスの利用者

(3) 保険金額と保険料

	Aコース	Bコース	Cコース◎	Dコース◎
死亡・後遺障害保険金	110万円	275万円	550万円	700万円
後遺障害保険金	後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。			
入院保険金(1日あたり)	600円	1,500円	3,000円	4,200円
手術保険金	〔入院保険日額〕×〔入院中の手術は10倍、入院以外の手術は5倍〕をお支払いします。※			
通院保険金(1日あたり)	400円	1,000円	2,000円	2,800円
保険料(1名あたり)	2,860円	7,160円	14,310円	19,220円

※傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

※上記保険料は、団体割引10%を適用しております。

※特定のサービス利用者だけの加入も可能です。ただし、サービスの提供日、提供場所、利用者がサービス提供前に利用者名簿・計画書等で確定できない場合はご加入できません。

◎C・Dコースが従来の移送サービス利用者傷害保険と同じ補償内容です。

(4) 年間保険料

年間保険料 = 1名あたり保険料 × 1日の最高利用者数

(*) 一日の最高利用者数に変更があった場合はご連絡下さい。保険料の精算が必要となります。なお、ご加入時より最高稼働従事者数が増えたにもかかわらず、故意または重大な過失によって遅滞なく通知しなかったり、利用者数の増加について相当の期間内に追加保険料をいただけない場合は、保険金を削減してお支払いすることとなります。なお、追加保険料のお支払いが相当の期間内にはない場合はご加入が解除となることがあります。

(*) 利用者名簿は常時備え付けください。保険会社が必要と認めた場合は、利用者名簿をご提出いただく場合があります。

【サービス利用者傷害保険に加入できるサービスの例】

①介護保険法に基づくサービス

訪問介護サービス、夜間対応型訪問介護サービス、訪問リハビリテーションサービス 等

②障害者総合支援法に基づくサービス

居宅介護サービス、重度訪問介護サービス 等

③その他サービス

ガイドヘルプサービス、移送サービス 等

－ ご注意事項 －

●保険金は、直接被保険者であるサービスの利用者、死亡保険金についてはその法定相続人へのお支払いとなります。

6.送迎中自動車傷害保険 (交通乗用具搭乗中の傷害危険担保特約付帯傷害保険)

(1) 保険の内容

ご加入時に特定した自動車に搭乗中の急激かつ偶然な外来の事故による搭乗者※のケガを補償します。

※自動車の正規の乗車用構造装置（運転席・助手席・車内の座席等のある場所）に搭乗中の方をいい、送迎サービス中であると否とを問わず、補償の対象となります。

(2) 被保険者

ご加入時に特定した自動車に搭乗中の方全員（利用者、付添人、運転者）

※自家用乗用車、バス（自家用車いす移動車を含む）が対象となります。

(3) 補償内容と保険金額

	保 険 金 額
死亡・後遺障害保険金	253万円
	後遺障害保険金額は後遺障害の程度に応じて253万円×4%～100%
入院保険金（1日あたり）	3,009円
手術保険金	〔入院保険金日額〕×〔入院中の手術は10倍、入院中以外の手術は5倍〕をお支払いします。※
通院保険金（1日あたり）	2,000円

※傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

※上記保険料は、団体割引5%を適用しております。

(4) 年間保険料

法定乗車定員数×2,000円

※車検証に記載されている法定乗車定員数でお申し込み下さい。

(5) その他のご注意事項

- 保険金は直接被保険者、死亡保険金についてはその法定相続人へのお支払いとなります。
- 保険期間中、自動車に変更になる場合に必ず事前に取扱代理店までご連絡ください。（定員数および適用料率が同じ自動車に限り入替が可能です。定員の違う自動車に変更の場合には別途手続きが必要となります）
- 同一の事故によりケガをされた搭乗者数が特定された自動車の定員を超える場合は、その割合に応じて保険金を削減してお支払いします。

II. 「ふれあいサロン傷害保険」のご案内

1. 保険の内容（行事参加者の傷害危険担保特約付帯傷害保険）

社協等が行なうふれあいサロン活動中、その参加者が急激・偶然・外来の事故によりケガを被った場合に補償します。また、活動のため自宅から活動場所までの往復途上のケガも対象となります。

例) ふれあいサロン活動中、参加者が階段から落ちて骨折した。

2. 対象となる活動

社協等が行なうふれあいサロン事業等（ふれあいいいききサロン、ふれあい子育てサロン等）

3. 被保険者

ふれあいサロンに参加している利用者・職員・ボランティアなどの参加者

4. 保険金額と保険料

	Aコース	Bコース
死亡・後遺障害保険金	530万円	250万円
後遺障害保険金	後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いたします。	
入院保険金(1日あたり)	3,000円	2,000円
手術保険金	〔入院保険金日額〕×〔入院中の手術は10倍、入院中以外の手術は5倍〕をお支払いたします。※	
通院保険金(1日あたり)	2,000円	1,000円
保険料(1名あたり)	30円	15円

※傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

5. 年間保険料

1名あたり保険料×年間延べ参加者人数

※年間延べ参加者人数は、次のとおりとします。

- ①新規加入の場合：ふれあいサロン実施済みの場合は、前年（年間）の延べ参加者人数
新たに始める場合は、今後1年間の見込み参加者人数
- ②更新加入の場合：報告いただいた前年1月～12月の延べ参加者人数
(12ヶ月に満たない場合は、延べ参加者人数×12÷活動月数)

保険料計算例)

前年度開催日数10日間、1日参加者人数50人で、Aコースに新規加入する場合

保険料 30(円)×10(日間)×50(人) = 15,000円

*ふれあいサロンに参加する職員、ボランティアも人数に含めてください。

- 本年度の活動実績につきましては、毎月10日までに前月分の活動実績を所定のフォーム（別紙）にて、東京都社会福祉協議会までご報告をお願いします。ご報告に漏れがある場合は、保険金をお支払いできないことがあります。
- 今年度の参加者人数が前年度より増加・減少した場合でも、追加保険料の請求・保険料の返れいは行いません。ただし、中途でおやめになる場合や来年度更新されない場合等は、本年度の参加人数に応じて、ご加入時にお支払いただいた保険料との差額を精算します。
- 参加者名簿は必ず備え付けください。保険会社が必要と認めた場合は、参加者名簿をご提出いただく場合があります。
- 保険金は、直接被保険者、死亡保険金については被保険者の法定相続人へのお支払いとなります。
- 賠償事故は対象となりません。「社協総合補償プラン」へのご加入をおすすめいたします。

ご注意事項

I. 6. 送迎中自動車傷害保険、II. ふれあいサロン傷害保険

ご加入の際のご注意

被保険者（保険の対象となる方）またはそのご家族が、既に他の保険で同種の保険商品をご契約されている場合には、補償が重複し、保険料が無駄になる場合があります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

①告知義務（ご加入時に代理店または弊社に重要な事項を申し出ていただく義務）等

- 加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）です。ご加入時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合はご加入を解除することがあります。ご加入を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください（弊社の代理店には告知受領権があります）。この保険の告知事項は、以下の事項となります（詳細は加入依頼書等をご確認ください）。

- 被保険者の人数（ふれあいサロン傷害保険のみ）

- 他の保険契約等（*）を締結されている場合には、その内容（同時に申し込む契約を含みます。）

（*）「他の保険契約等」とは、全部または一部に対して支払責任が同じである保険契約または共済契約をいいます。なお、保険金ご請求時に、他の保険契約等の内容について確認させていただくことがございますので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

- 加入される方（団体の構成員）の氏名（ふりがな）についても併せてご確認くださいませようお願いいたします。

②死亡保険金受取人の指定：死亡保険金は法定相続人にお支払いします。特定の方を指定する場合は、必ず被保険者の同意を得てください。また、同意のないままにご加入をされた場合にはご加入が無効となります。死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、代理店までお申し出ください。

③継続してご加入頂く場合は、現在のご契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、ご加入の代理店または弊社まですぐにご連絡ください。なお、本パンフレットの内容は平成29年4月1日以降の補償内容です。それより前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

④加入内容変更をされている場合、お手元の更新加入依頼書には反映されていない可能性があります。

⑤ご契約内容および事故報告内容の確認について：損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一被保険者または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っています。確認内容は上記目的以外には使いません。ご不明の点は、弊社までご照会ください。

⑥被保険者名簿の備付について：ご加入にあたっては、被保険者の名簿を常に備え付けていただくことが必要です。（ふれあいサロン傷害保険のみ）

ご加入後のご注意

①ご加入内容の確認・保管：加入者証は加入内容を確認する大切なものです。加入者証が到着しましたら、ご意向通りの加入内容になっているかどうかをご確認くださいませようお願いいたします。

また、加入者証が到着するまでの間、加入依頼書控等、加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点があれば、ご加入の代理店または弊社までお問い合わせください。

②通知義務（ご加入後に契約内容に変更が生じた場合に代理店または弊社に連絡していただく義務）

- 加入依頼書等に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくご加入の代理店または弊社にご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがありますのでご注意ください。この保険の通知事項は、以下の事項となります（詳細は加入依頼書等をご確認ください）。

- 被保険者の人数（ふれあいサロン傷害保険のみ）

③ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までには補償を継続することが可能なケースがありますので、ご加入の代理店または弊社までお問い合わせください。

加入内容変更をいただいてから1ヶ月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念の為、連絡先の担当者に、その旨をお伝えいただけますようお願いいたします。

I - 基本契約の賠償責任保険、2. 役職員向け感染症補償保険、 3. 社協の貨紙幣類・有価証券の保管運送保険、4. 身元信用保険

ご加入にあたってのご注意

<告知義務>

（施設賠償責任保険、生産物賠償責任保険、居宅介護事業者賠償責任保険、約定履行費用保険、身元信用保険、マネーディフェンダー特別約款付運送保険）

加入依頼書に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）です。ご加入時にこれらの事項に正確にお答えいただく義務があります。これらが事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできない

ことがあります。

<保険契約の無効・取消>

ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的で締結した契約は無効となります。ご契約者・被保険者による詐欺または強迫によって引受保険会社が保険契約を締結した場合は、引受保険会社はご契約者に対する書面による通知によりこの契約を取り消すことがあります。また、身元信用保険では、被保険者と雇用等の関係がある者であっても、保険期間が始まる前に被保険者に対して不誠実行為を行ったことのある者について、保険契約は無効となります（ただし、保険契約者および被保険者が保険契約締結時に、その者がその時以前に行った不誠実行為を知らなかった場合を除きます。）。

<重大事由による解除について>

以下に該当する事由がある場合には、引受保険会社はご加入を解除することができます。

この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

- ・ご契約者、被保険者等が引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合
- ・ご契約者、被保険者等が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者等に詐欺の行為があった場合

<通知義務>

（施設賠償責任保険、生産物賠償責任保険、居宅介護事業者賠償責任保険）

ご加入後に加入依頼書に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合は、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

（約定履行費用保険、身元信用保険、マネーディフェンダー特別約款付運送保険）

ご加入後に加入依頼書に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合は、すみやかに取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また変更の内容によってご契約を解除することがあります。

<他の保険契約等がある場合>

この保険契約と重複する保険契約や共済契約（以下「他の保険契約等」といいます）がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合：他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合：損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

<加入者証>

ご加入後、1か月を経過しても加入者証が届かなかった場合は、団体窓口にご照会ください。

<示談代行サービスは行いません>

この賠償責任保険、身元信用保険（賠償責任に基づく損害の場合）および賠償責任を補償する特約をセットする契約には、保険会社が被害者の方との示談交渉を行なう「示談交渉サービス」はございません。従いまして、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、保険会社の担当部署からの助言に基き、被保険者である事業者等ご自身が被害者の方との示談交渉を進めていただくこととなりますので、予めご承知置ください。なお、引受保険会社の同意を得ないで、示談締結をなされた場合には、示談金の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がございますので、ご注意下さい。

<そんぽADRセンターのご案内>

（施設賠償責任保険、生産物賠償責任保険、居宅介護事業者賠償責任保険、約定履行費用保険、身元信用保険）

そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）に関する内容は、「重要事項説明書」にてご確認ください。

<保険会社が経営破綻した場合等の取扱について>

引受保険会社が経営破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、或いは、「小規模法人」（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人（日本における営業所等が締結した契約に限ります））またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）までが補償されます。詳細につきましては、取扱代理店または引受保険会社までご照会下さい。

※ 保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

また、傷害保険については、保険契約者が個人等であると否にかかわらず、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返戻金等は、原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。

<団体契約について>

この保険契約は、東京都社会福祉協議会を保険契約者、東京都内の各市町村社会福祉協議会等を被保険者とする施設賠償責任保険、生産物賠償責任保険、居宅介護事業者賠償責任保険、約定履行費用保険、マネーディフェンダー特別約款付運送保険、総合生活保険（傷害補償）、交通乗用具搭乗中の傷害危険担保特約付帯傷害保険、行事参加者の傷害危険担保特約付帯傷害保険、身元信用保険の団体契約です。保険証券を請求する権利・保険契約を解約する権利等は、原則として東京都社会福祉協議会が有します。なお、本保険契約につき、ご不明な点がございましたら、取扱代理店におたずね下さい。

お支払いする保険金およびお支払いする保険金の内容

賠償責任保険

(施設賠償責任保険、生産物賠償責任保険、居宅介護事業者賠償責任保険)

この保険では、業務遂行に起因し下記の事由が発生したことにより、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任について、保険期間中に日本国内において第三者から損害賠償請求を受けた場合が保険金お支払いの対象となります。ただし、損害賠償請求の原因となった事故が初年度加入始期日（遡及日）以降に発生している場合に限りです。

お支払いする保険金およびお支払いする保険金の内容	
対人・対物事故	<p>記名被保険者（施設賠では「被保険者」）が所有・使用・管理する施設や、日本国内においてP.2の社協業務の遂行または遂行の結果に起因して発生した他人の身体の障害または財物の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。</p> <p>例）社協が主催する「ふくし祭り」で、設営したテントが風で倒れ、参加者にケガをさせてしまった。</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員が訪問サービスを遂行中に、訪問者宅のガラス戸を誤って割ってしまった。 訪問サービス利用者宅に職員が自転車で向かう途中、通行人にぶつかり、ケガをさせてしまった。 車椅子を貸し出したところ、管理不備があり、車いす利用者が車いす利用中にケガをしてしまった。
人格権侵害	<p>記名被保険者（施設賠では「被保険者」）が所有・使用・管理する施設やP.2記載の社協業務の遂行もしくはその結果に関する不当行為^(*)により、他人の自由、名誉またはプライバシーを侵害したことにより被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。</p> <p>(*)「不当行為」とは、下記のいずれかの行為をいいます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①不当な身体の拘束 ②口頭または文書もしくは図画等による表示 <p>例）利用者に対する不用意な発言が第三者の前であったとして人格権侵害で賠償請求された。</p>
管理財物賠償	<p>P.2の社協業務の遂行のための次の管理財物を損壊・紛失し、または盗取、詐取されたことにより、所有者等に対して被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①被保険者が占有または使用している財物 ②被保険者が直接作業を加えている財物（その作業の対象になっている部分をいいます） ③被保険者が他人から借りている財物（リース等の賃貸借契約に基づくものは除きます） <p>なお、社協業務の遂行にあたり被保険者が管理する他人の現金（サービス利用者から預かった買い物用の現金等）の損壊、紛失、盗取、詐取も補償されます（P.3の「現金」部分の支払限度額が適用されます。）。</p> <p>（現金を盗取・詐取されたことを知った場合は、発見・回収に努めていただくとともに、警察への届出および引受保険会社への通知が必要です。）</p> <p>例）訪問介護を行った社協職員が利用者から預かった鍵を紛失した。</p>
初期対応費用・対人見舞金等補償・訴訟対応費用	<p>この保険の対象となると思われる事故が発生した際の、事故現場の保存・写真撮影等に関わる費用、身体障害を被った被害者へのお見舞費用等の初期対応費用、または訴訟を提起された際の文書作成費用等の訴訟対応費用を被保険者が負担した場合に生じる損害を補償します。居宅賠で対象となりうる事故に関する初期対応費用については、事故が保険期間中に日本国内において発生した場合に限り保険金をお支払いします。</p> <p>例）訴訟対応のため、裁判所に提出するための書類を作成する費用を社協が支出した。</p>
居宅介護支援業務に係る純粋経済損害（居宅介護事業者賠償責任保険）	<p>被保険者が日本国内において行う要介護認定等の申請手続きの代行、ケアプランの作成等の居宅介護支援業務の遂行に起因し、要介護状態・要支援状態にある方・特定高齢者に該当する方に対して、経済的な損失（身体障害・業務で管理する書類以外の財物損壊等を伴わないもの）を与えたことについて、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。</p> <p>(注) 純粋経済損害賠償部分においては、事故が遡及日以降に発生している要件を必要としませんが、保険期間前に発生した事由により、保険期間開始後に請求がなされるおそれがあることを知っていた、もしくは知っていたと合理的に推定できる場合はお支払いの対象となりません。</p> <p>なお、居宅介護支援業務に係る純粋経済損害賠償については、被保険者は次の方となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会（記名被保険者） ・その社会福祉協議会の使用人である介護支援専門員
地域権利擁護事業に係る純粋経済損害（施設賠償責任保険）	<p>被保険者が日本国内において行う福祉サービス利用援助サービス、日常的な金銭管理サービス、書類等の預かりサービスの遂行に起因し、利用者に対し、経済的な損失（身体の障害・預かりサービスの書類等以外の財物の損壊等を伴わないもの）を与えたことにより法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。</p> <p>例）福祉サービスの相談で、不適切なサービスを紹介したために、本来受けるべきサービスを受けることができず、経済的な損害が生じたとして訴えられた。</p> <p>(注) 純粋経済損害賠償部分においては、事故が遡及日以降に発生している要件を必要としませんが、保険期間前に発生した事由により、保険期間開始後に請求がなされるおそれがあることを知っていた、もしくは知っていたと合理的に推定できる場合はお支払いの対象となりません。</p> <p>地域権利擁護事業に係る純粋経済損害賠償については、被保険者は次の方となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会（記名被保険者） ・その社会福祉協議会の専門員または生活支援員
法人後見（成年後見）業務及び後見監督業務に係る純粋経済損害（施設賠償責任保険）	<p>被保険者が日本国内において行う法人後見（成年後見）業務及び後見監督業務の遂行に起因し、第三者に対し、経済的な損失（身体障害・財物損壊等を伴わないもの）を与えたことにより法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。</p> <p>例）不適切な福祉サービス業者を選定したため被後見人の財産が不必要に減少し、経済的な損害が生じたとして訴えられた。</p> <p>(注) 純粋経済損害賠償部分においては、事故が遡及日以降に発生している要件を必要としませんが、保険期間前に発生した事由により、保険期間開始後に請求がなされるおそれがあることを知っていた、もしくは過失によってこれを知らなかった場合、または初年度契約の保険期間の初日より前に行われた行為に起因する損害についてはお支払いの対象となりません。</p>

お支払いする保険金およびお支払いする保険金の内容

1 役員向け傷害保険 1-A 就業中のみ補償の傷害保険

※加入施設に所属するサービス就業中(通勤途上を含みます。)[急激かつ偶然な外来の事故]により、保険の対象となる方がケガ*をした場合に保険金をお支払します。

*ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動(以下「弊社」といいます。)は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

保険金をお支払いする主な場合	
死亡保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。
後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。 ※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
入院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合 ▶入院保険金日額に入院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。
手術保険金	治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けられた場合 ▶入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限りです。*3 *1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 *2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの)に限り、をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください)。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動します)。 *3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。
通院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)された場合 ▶通院保険金日額に通院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位の骨折等のためにギブス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含まれます。 *1 ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、シーネその他これらに類するものをいい、頸(けい)椎固定用シーネ、頸(けい)椎カラー、頸(けい)部のコルセット、鎖骨固定帯、胸部固定帯、肋(ろつ)骨固定帯、軟性コルセット、サポーター、テーピングその他着脱が容易なものは除きます。

お支払いする保険金およびお支払いする保険金の内容

1-B 24時間補償の傷害保険

※「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ*をした場合に保険金をお支払いします。

*ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動(以下「弊社」といいます。)は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

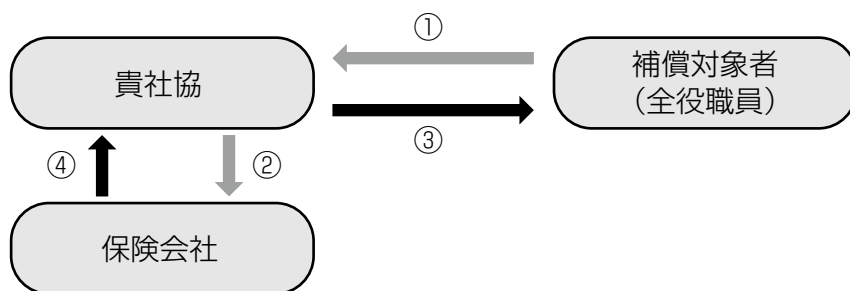
保険金をお支払いする主な場合	
死亡保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。
後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。 ※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。

2 役職員向け感染症補償保険

お支払いする保険金およびお支払いする保険金の内容

1. 保険期間中に被保険者の役職員が業務遂行に起因して細菌またはウイルス等の病原体に感染したことにより感染症を発症し、その直接の結果として発症日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に、被保険者がその役職員の遺族に対して補償規程に基づき死亡補償金を支払ったことにより被った費用損害について保険約款に従い、被保険者に対して保険金を支払います。(死亡見舞保険金)
 2. 保険期間中に被保険者の役職員が業務遂行に起因して細菌またはウイルス等の病原体に感染したことにより感染症を発症し、その直接の結果として平常の生活ができなくなり、医師の管理下で入院治療した場合において被保険者がその役職員に対して補償規程に基づき入院補償金を支払ったことにより被った費用損害について保険約款に従い、被保険者に対して、保険金を支払います。(入院見舞保険金)
 3. 保険期間中に被保険者の役職員が業務遂行に起因して細菌またはウイルス等の病原体に感染したことにより感染症を発症し、その直接の結果として、平常の生活ができなくなり、医師による治療が必要で病院または診療所に通院した場合において、被保険者がその役職員に対して補償規程に基づき、通院補償金を支払ったことにより被った費用損害について保険約款に従い被保険者に対して保険金を支払います。(通院見舞保険金)
- (ご注意)**
- ① 感染症発症日からその日を含めて1,000日を経過した後の期間における入通院に対しては保険金をお支払いしません。
 - ② 入・通院補償金の給付を受けられる期間中に新たに別の感染症を発症しても保険金をお支払いできませんのでご注意ください。
 - ③ 同一の感染症について、見舞保険金を支払うことができるのは1回に限ります。
4. 損害の発生、拡大の防止のために被保険者が支出した費用のうち、引受保険会社が必要・有益と認めた費用をお支払します(損害防止費用)。その他、引受保険会社に移転する求償権の保全・行使手続きに協力いただく場合の費用もお支払い対象となります。
 5. 保険金請求の際は、保険金請求書の他、被保険者が補償金等を役職員に支払ったことを証明する書類(死亡補償金の支払いについては、遺族の実印付き領収証・印鑑証明書)、役職員に事故が生じたことを証明する書類(死亡診断書、労災支給決定通知書写、雇災証明書、医師の診断書等)、役職員本人と遺族との関係を証明する書類、その他引受保険会社が必要と認める書類の提出が必要となります。

感染症補償保険 保険金お支払いの流れ



- ① 補償対象者より補償金の請求を受ける。
- ② 保険会社へ事故報告をし、保険金支払いの対象となるか否かを確認する。
- ③ 感染症補償規程に従って社協より補償金を対象者へ支給する。
- ④ 社協より支払われた補償金に対し、保険約款に従って保険会社が保険金支払いを行なう。

3 社協の貨紙幣類・有価証券の保管輸送保険

<p>社協が所有する貨紙幣類・有価証券</p>	<p>社協が所有する貨紙幣類（第三者から預かった現金を含む）・有価証券（通帳・記名捺印済み預金の払戻請求書を除く）について保管中・輸送中の危険による損害を補償します。</p> <p>①損害保険金・貨紙幣類・有価証券の損害に対する保険金</p> <p>②損害防止費用・契約者・被保険者が保険事故の発生にあたり、損害の発生および拡大の防止に努めるために支出した費用</p> <p>③公示催告・除権決定等の手続きに要した費用・公示催告・除権決定の手続きに要した費用（異議申立提供金を含みます。株券については株券喪失登録の手続きに要した費用となります。）</p> <p>④遺失物法に基づく報労金・遺失物法に基づき、契約者・被保険者が引受保険会社の同意を得て拾得者に支払った報労金</p> <p>⑤再発行費用・貨紙幣類または有価証券の再発行に要した費用</p> <p>⑥請求権の保全、行使手続費用・請求権の保全または行使に必要な手続きをするために必要とした費用</p> <p>⑦救助料・契約者・被保険者が保険事故の発生にあたり、貨物を救助した者に対して支払う報酬</p> <p>⑧継搬費用・貨物または輸送用具にこの保険でお支払いの対象となる事故が発生した場合に、貨物を保険証券または引受証記載の仕向地へ輸送するために要した費用（ただし、運送人が負担すべき費用、通常でも発生する費用、被保険者が任意に支払う費用は除きます。）</p> <p>⑨共同海損分担額・運送契約に定めた法令、ヨーク・アントワープ規則、もしくはその他の規則に基づき正当に作成された共同海損精算書によって、被保険者が支払うべき分担額</p> <p><お支払い方法></p> <p>被保険者の損害が確定した後に保険金をお支払いします。ただし、有価証券について公示催告手続きまたは株券喪失手続きを行った場合は被保険者の請求により1事故につき5,000万円を限度に「即時払」を行います。</p> <p>②③④⑤⑦の費用については支払限度額の適用はありません。</p>
<p>第三者から預かる貨紙幣類・有価証券</p>	<p>社協が第三者から預かる貨紙幣類（現金を除く）・有価証券の保管中・輸送中の危険による損害について、社協が所有者に対して法律上または契約上の賠償責任を負担することによって被る損害をを補償します。</p> <p>①損害保険金・社協が所有者に対して法律上および契約上の賠償責任を負ったことによって生じた損害に対する保険金</p> <p>②損害防止費用・被保険者が保険事故の発生にあたり、損害の発生および拡大の防止に努めるために支出した費用</p> <p>③訴訟費用・訴訟、仲裁、調停または和解のために、被保険者があらかじめ引受保険会社の書面による同意を得て支出した費用</p> <p>④協力費用・引受保険会社の要求に伴って被保険者が支出した費用</p> <p><お支払い方法></p> <p>①損害保険金については1事故につき5,000万円を限度にお支払いいたします。</p> <p>②～④の費用については支払限度額の適用はありません。</p>

お支払いする保険金およびお支払いする保険金の内容

4 身元信用保険

(1) 保険金をお支払いする損害

次の損害に対して保険金をお支払いします。

1. 現金、有価証券、商品などの被保険者の財産についての損害

被保険者（社協）の既存の財産が社協職員（被保証人）の不誠実行為により減少したことによって被った損害。

（不誠実行為の判明によって被保険者が被った信用失墜や休業損害などの間接的損害や逸失利益、慰謝料などの消極的損害に対しては保険金をお支払いできません。）

2. 賠償責任に基づく損害

社協職員（被保証人）の不誠実行為によって被保険者以外の者が所有する財産が不法に領得されたことについて、使用者たる雇主（社協（被保険者））が法律上の損害賠償責任を負った場合の損害。（不誠実行為の判明によって被保険者（社協）が被った信用失墜や休業損害などの間接的損害や逸失利益、慰謝料などの消極的損害に対しては保険金をお支払いできません）

（注）保険金のお支払い対象となるのは、不誠実行為が保険期間中に行われ、その保険期間（不誠実行為の発生した保険期間をいい、更新契約は含みません）満了後1か年以内に発見された場合です。

(2) 支払保険金の種類およびお支払い方法

●保険金は予め約定した支払限度額を限度にお支払いします。

<支払保険金の種類>

- ① 保険金（損害の生じた地および時を基準として決定します。）
- ② 損害防止軽減費用
- ③ 権利の保全等の費用

(1) ②と③についてはあらかじめ、引受保険会社の承認を得て支出した必要または有益な費用に限り損害の額に含めます。

(2) 被保険者が不誠実行為発生日以降に回収した金額は、損害の額から控除されますが、穴うめ行為により、被保証人が被保険者に入金した額は、損害の額から控除されません。

(3) 被保険者が被保証人に対して、給与、手数料、保証金その他の債務を負っている場合は、次の算式によって算出した額を損害の額から控除します。

$$\text{損害の額} \times \frac{\text{被保険者が被保証人に対して負っている債務の額}}{\text{被保険者が被保証人に対して有する債権の総額}} = \text{損害の額から控除する額}$$

<保険金の額の算出>

（被保険者の財産についての損害）

●損害の額は、損害が生じた地および時における不法に領得された財産（被害対象物）の価額（被害対象物を回収し、修繕できる場合は、その被害対象物を損害発生直前の状態に復するために必要な修繕費の額とし、修繕の結果、損害発生直前の状態よりも価額が増加したときは、修繕に要した額からその増加額に相当する額を控除した額とします。）によって定めます。

（被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合の損害）

●被保険者以外の者が所有する財産が不法に領得されたことについて、被保険者がその財産に対し正当な権利を有する者に対して行う賠償債務の弁済としての支出の額をお支払いします。

●賠償債務のうち、引受保険会社が保険金を支払う額は、損害が生じた地および時における不法に領得された財産（被害対象物）の価額（被害対象物を回収し、修繕できる場合は、その被害対象物を損害発生直前の状態に復するために必要な修繕費の額とし、修繕の結果、損害発生直前の状態よりも価額が増加したときは、修繕に要した額からその増加額に相当する額を控除した額とします。）によって定めます。

ただし、被保険者が法律上の損害賠償責任を負う額を限度とします。

(3) お支払いの際のご注意事項

1. 不誠実行為または損害の発生事実を知った場合には、次のご対応をお願いいたします。ご対応をいただけない場合、

ご対応いただけなかったことにより生じた損害や拡大した損害については、保険金をお支払できない場合がありますのでご注意ください。

- ①不誠実行為の発生ならびに他の保険契約等の有無および内容を引受保険会社に遅滞なく通知すること
- ②損害の発生および拡大の防止に努めること
- ③他人（被保証人および身元保証人を含みます。）から損害の賠償を受けることができる場合は、その権利の保全または行使について必要な手続きをすること
- ④不誠実行為につき、遅滞なく所轄警察署に届け出ること
- ⑤あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで被保証人と示談をしないこと
- ⑥あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任の全部または一部を承認しないこと
- ⑦損害賠償責任に関する訴訟を提起しようとする場合または提起された場合は、直ちにその旨を引受保険会社に通知すること

2. 事故が生じた時は損害の額を客観的に証明できる帳簿類のご提出が必要です。

3. この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

- 他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合、他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。
- 他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合、既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

4. 保険金をお支払いした場合には、不誠実行為を行った職員（被保証人）などに対して引受保険会社が求償します（身元保証人が立てられている場合には身元保証人に対する求償も行うこととなります。）。引受保険会社の承認を得ないで職員（被保証人）または被害者と示談等を行わないで下さい。

5. 不誠実行為の事故が発生した際は警察届出による証明書が必要です。

6. 保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。

7. 先取特権について

被保険者が、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権（費用保険金に関するものを除きます。）について、先取特権を有します（保険法第22条第1項）。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。

被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額を限度として、引受保険会社に対して保険金を請求することができます（保険法第22条第2項）。

このため、被保険者からの請求を受けて引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の意図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

8. 同一の事故で、賠償責任に基づく損害と被保険者ご自身が所有する財産の損害が発生している場合は、支払限度額から賠償責任に基づく損害に対する保険金の額を控除した残額の範囲内で、被保険者ご自身が所有する財産の損害に対して保険金をお支払いします。

5 サービス利用者傷害保険

※「急激かつ偶然な外来の事故」(日中活動のみはサービス利用中(往復途上を含みます。))により、保険の対象となる方がケガ*をした場合に保険金をお支払します。

*ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急性性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動(以下「弊社」といいます。)は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

保険金をお支払いする主な場合	
死亡保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。
後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。 ※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
入院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合 ▶入院保険金日額に入院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。
手術保険金	治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けられた場合 ▶入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限りです。*3 *1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 *2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるもの)に限りです。をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動します。)。 *3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。
通院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)された場合 ▶通院保険金日額に通院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位の骨折等のためにギプス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含まれます。 *1 ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するものをいい、頸(けい)椎固定用シーネ、頸(けい)椎カラー、頸(けい)部のコルセット、鎖骨固定帯、胸部固定帯、肋(ろつ)骨固定帯、軟性コルセット、サポーター、テーピングその他着脱が容易なものは除きます。

6 送迎中自動車傷害保険

※日本国内において特定された自動車搭乗中の「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ*をした場合に保険金をお支払します。

*ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急性性、偶然性、外来性いずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動(以下「弊社」といいます。)は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合
死亡保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。
後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。 ※保険期間を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
入院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合 ▶入院保険金日額に入院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合
手術保険金	治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けられた場合 ▶入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限ります。*3
通院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)された場合 ▶通院保険金日額に通院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の指示により所定の部位の骨折等によりギプス等*4を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含まれます。

*1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

*2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限ります。)をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象となっている療養は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動します。)

*3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。

*4 ギプス等とはギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するものをいい、頸(けい)椎固定用シーネ、頸(けい)椎カラー、頸(けい)部のコルセット、鎖骨固定帯、胸部固定帯、肋(ろっ)骨固定帯、軟性コルセット、サポーター、テーピングその他着脱が容易なものは除きます。

II ふれあいサロン傷害保険

※社協等が行うふれあいサロン参加中(往復途上を含みます。の)「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ*をした場合に保険金をお支払します。

*ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動(以下「弊社」といいます。))は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

	保険金をお支払いする主な場合
死亡保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。
後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。 ※保険期間を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
入院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合 ▶入院保険金日額に入院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、お支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。
手術保険金	治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けられた場合 ▶入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限ります。*3 *1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 *2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限ります。)をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象となっている療養は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動します。) *3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。
通院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)された場合 ▶通院保険金日額に通院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位の骨折等のためにギプス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含まれます。 *1 ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するものをいい、頸(けい)椎固定用シーネ、頸(けい)椎カラー、頸(けい)部のコルセット、鎖骨固定帯、胸部固定帯、肋(ろっ)骨固定帯、軟性コルセット、サポーター、テーピングその他着脱が容易なものは除きます。

お支払いする保険金のおよび内容

保険金をお支払いしない主な場合

賠償責任保険

保険金をお支払いしない主な場合		
共通	施設賠償責任保険、生産物賠償責任保険、居宅介護事業者賠償責任保険	<ul style="list-style-type: none"> ・日本国外で発生した事故、なされた行為、なされた損害賠償請求 ・初年度加入始期日より前に発生した事故（純粋経済損害を除く） ・保険契約者または被保険者の故意による損害 ・被保険者が他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任 ・被保険者の同居の親族に対する賠償責任 ・被保険者の使用人が、業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任 ・戦争（宣戦の有無を問わない）、変乱、暴動、騒じょうもしくは労働争議、または地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害 ・排水、排気（煙を含みます）に起因する賠償責任 ・石綿（アスベスト）、石綿の代替物質等の発がん性その他の有害な特性に起因する損害 ・核燃料物質、核原料物質、核汚染物質等の有害な特性等に起因する損害 ・汚染浄化費用（汚染物質の調査・清掃・移動・処理等に要するすべての費用）（ただし、汚染物質の排出等が急激・不測・突発的に発生し、所定の期間内に発見・通知された場合の賠償責任を負担することによる損害を除きます。） ・被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行なう次の①～③の行為に起因する損害 <ul style="list-style-type: none"> ①医師もしくは歯科医師等が行なうのでなければ人体に危害が生ずるおそれがある行為（法令により医師、歯科医師、看護師、保健師、助産師以外の方が行うことを許されているものを除きます） ②薬品の調剤もしくは投与または薬品の販売もしくは供給 ③はり師、きゅう師、あん摩マッサージ指圧師もしくは柔道整復師以外の者が行うことを法令により禁じられている行為
	生産物賠償責任保険、居宅介護事業者賠償責任保険	<ul style="list-style-type: none"> ・損害賠償請求訴訟が日本国外の裁判所においてなされた事故
対人・対物事故	施設賠償責任保険・居宅介護事業者賠償責任保険	<ul style="list-style-type: none"> ・建物外部から内部への雨、雪等の浸入または吹込みに起因する損害（居宅介護事業者賠償責任保険においては、これらによる財物の損壊） ・航空機、自動車、原動機付自転車または施設外における船・車両もしくは動物の所有・使用・管理に起因する損害 （施設賠のみ） ・給排水管、暖冷房装置、湿度調整装置、消火栓または業務用もしくは家事用器具からの蒸気または水の漏出・いっ出 ・昇降機（もっぱら貨物の運搬の用に供されるものを除きます）の所有・使用・管理に起因する損害
	生産物賠償責任保険・居宅介護事業者賠償責任保険	<ul style="list-style-type: none"> ・生産物が被保険者の占有を離れた後または仕事の終了後もしくは放棄の後に発生した生産物や仕事の目的物のうち事故原因となった作業が加えられた財物の損壊・使用不能に起因する損害 ・被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売もしくは提供した生産物または行った仕事の結果に起因する損害
人格権侵害	施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険・居宅介護事業者賠償責任保険	<ul style="list-style-type: none"> ・最初の行為が保険期間の初日の前に行われ、その継続または反復として行われた不当行為 ・被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて行なわれた犯罪行為（過失犯を除きます）に起因する損害 ・被保険者による採用・雇用または解雇に関して行なわれた不当行為に起因する損害 ・事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図により行われた不当行為に起因する損害 ・広告・宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する損害
管理財物・管理現金	施設賠償責任保険・居宅介護事業者賠償責任保険	<ul style="list-style-type: none"> ・保険契約者、被保険者または被保険者と同居する親族（施設賠償責任保険の場合は、被保険者の法定代理人（被保険者が法人である場合は、その理事、取締役その他法人の業務を執行する機関をいいます。）もしくは使用人を含みます。）が行いまたは加担した盗取または詐欺 ・建物外部から内部への雨、雪、ひょう、霰またはあられの浸入または吹き込み ・証書、株券等の有価証券、貴金属、美術品等、およびその他これらに準ずるもの等、所定の管理財物の範囲に含まれない財物の損害（管理財物除外物の詳細等ご不明な点はお問合せください） ・保険契約者、被保険者、その法定代理人もしくは使用人または被保険者と同居する親族が所有し、または私的な目的で使用している管理財物の損壊、紛失、盗取または詐欺 ・自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、その他これらに類似の現象またはねずみ食いもしくは虫食い等による損害 ※業務遂行にあたり管理する現金の損壊、紛失、盗取、詐欺については1事故につき10万円が補償の限度となります。 ・不動産（建物等）は対象外です。
純粋経済損害	施設賠償責任保険	<ul style="list-style-type: none"> ・保険契約者、被保険者または業務の補助者の犯罪行為（過失犯を除きます）または法令に違反することまたは他人に損害を与えるべきことを保険契約者、被保険者または業務の補助者が認識していた行為（認識していたと推定される合理的な理由がある場合を含みます。）に起因する損害 ・被保険者の使用人がその事務を処理するにあたり、または自己の職務上の地位を利用して行った窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為に起因する損害 ・特許権、著作権等の知的財産に関して法令に定められた権利または法律上保護される利益の侵害 ・被保険者の支払停止、支払不能または債務超過に起因する損害
	居宅介護事業者賠償責任保険	<ul style="list-style-type: none"> ・保険契約者、被保険者または業務の補助者が法令に違反することまたは他人に損害を与えるべきことを認識していた行為（認識していたと推定される合理的な理由がある場合を含みます。）に起因する損害 ・被保険者の使用人がその事務を処理するにあたり、または自己の職務上の地位を利用して行った窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為に起因する損害 ・特許権、著作権等の知的財産に関して法令に定められた権利または法律上保護される利益の侵害 ・被保険者の支払停止、支払不能または債務超過に起因する損害

保険金をお支払いしない主な場合

保険金をお支払いしない主な場合		
純粋経済 損害	成年後見業務 (施設賠償責任保険)	<ul style="list-style-type: none"> 情報の漏えい 被保険者の支払不能または破産 被保険者の業務の補助者が、被保険者のためにその事務を処理するにあたり、または自己の職務上の地位を利用して行った窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為に起因する賠償責任 被保険者または被保険者の業務の補助者の犯罪行為（過失犯を除きます。）またはその行為が法令に反することもしくは他人に損害を与えるべきことを認識しながら（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）行った行為（不作為を含みます。）に起因する賠償責任 特許権、著作権または商標権等の知的財産権の侵害に起因する賠償責任 <p style="text-align: right;">等</p>

1 役職員向け傷害保険 1-A 就業中のみ補償の傷害保険

保険金をお支払いしない主な場合		
<ul style="list-style-type: none"> 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ 保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ 保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ（その方が受け取るべき金額部分） 保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ 無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ 脳疾患、疾病または心神喪失およびこれらによって生じたケガ 妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ 外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガ 自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ <p style="text-align: right;">等</p>		

1-B 24 時間補償の傷害保険

保険金をお支払いしない主な場合		
<ul style="list-style-type: none"> 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ 保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ 保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ（その方が受け取るべき金額部分） 保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ 無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ 脳疾患、疾病または心神喪失およびこれらによって生じたケガ 妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ 外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガ 自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ <p style="text-align: right;">等</p>		

2 役職員向け感染症補償保険

保険金をお支払いしない主な場合		
<ul style="list-style-type: none"> 保険契約者・被保険者の故意・重過失 補償金等を受け取るべき者の故意・重過失 役職員の故意・重過失・自殺行為・犯罪行為（過失犯を除きます。）・闘争行為 役職員の無免許運転・酒気帯び運転・麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間に生じた事故 労働者災害補償保険法または、船員保険法に基づく給付の対象となっている業務上の事由による疾病に該当しない疾病による死亡に対する補償金を負担したことによって被る損害 約定に基づく補償金の支払いの不履行による損害賠償責任を負担することによって被る損害 治療目的以外の入院または通院 初年度契約締結以前に感染していた感染症 <p style="text-align: right;">等</p>		

保険金をお支払いしない主な場合

3 社協の貨紙幣類・有価証券の保管輸送保険

保険金をお支払いしない主な場合

- ・ 保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者またはこれらの者の法定代理人もしくは使用人の故意または重大な過失による損害
- ・ 戦争、内乱その他の変乱による損害
- ・ 陸上（湖川を含みます）にある貨物について、地震・噴火もしくはこれらによる津波、またはこれらに関連する火災等によって生じた損害
- ・ 債権の回収不能、不渡りもしくはその他の信用危険または市場価値の下落による損害
- ・ 取引相手による詐欺の損害
- ・ 貨紙幣類・有価証券の偽造、変造、模造もしくは贋造による損害
- ・ 身代金の支払いによる損害
- ・ 恐喝による損害
- ・ 保険契約者、被保険者または金融機関を含むすべての第三者の使用するコンピュータシステムおよび機器（ATM等のオンライン端末機を含みます。）の操作（通信回線を利用した間接的な操作を含みます。）による損害
- ・ 帳簿・伝票の誤記、勘定間違い、支払いの過誤または受取不足等の事務的・会計的間違いによる損害
- ・ 「保管中」に生じた紛失・その他原因不明の数量の不足による損害
- ・ 新株券に生じた損害

等

4 身元信用保険

保険金をお支払いしない主な場合

- 保険契約者、もしくは被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意または重大な過失によって生じた損害
- 戦争、外国の武力行使、革命、内乱、その他これらに類似の事変もしくは暴動の際の秩序の混乱または労働争議に乗じた不誠実行為による損害
- 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する事故の際の秩序の混乱に乗じた不誠実行為による損害
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波、洪水、高潮または台風の際の秩序の混乱に乗じた不誠実行為による損害
- 被保険者が法令に違反した行為によって取得した財産の領得によって生じた損害
- 穴うめ行為による損害
 - ※穴うめ行為とはすでに行われた不誠実行為（保険期間が始まる前に行われた不誠実行為を含みます。）による損害を消滅、軽減させるために新たに行われた不誠実行為をいいます。
- 保険契約の失効・解除または保険期間満了後1年を経過した後に発見された不誠実行為による損害
- 不誠実行為を行った被保証人を特定できない損害
- 保険契約締結の時に保険契約者または被保険者が、すでに発生していることを知っていた不誠実行為または、その準備行為が行われていることを知っていた不誠実行為による損害
- 被害対象物が金銭、金券、切手、印紙もしくは証紙または在庫商品、製品、原材料、副資材等の棚卸資産である場合において、その損害額を帳簿その他の証憑類で立証できない損害

等

5 サービス利用者傷害保険

保険金をお支払いしない主な場合

- 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ
- 保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ
- 保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ（その方が受け取るべき金額部分）
- 保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ
- 無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ
- 脳疾患、疾病または心神喪失およびこれらによって生じたケガ
- 妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ
- 外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガ
- 自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ
- むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの
- ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ
- オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ

等

6 送迎中自動車傷害保険

保険金をお支払いしない主な場合

- 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ
 - 無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ
 - 脳疾患、疾病または心神喪失およびこれらによって生じたケガ
 - 妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ
 - ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハングライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ
 - 自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ
 - むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの
 - 極めて異常かつ危険な方法で搭乗している間のケガ
- 等

II ふれあいサロン傷害保険

保険金をお支払いしない主な場合

- 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ
 - 保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ
 - 保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ（その方が受け取るべき金額部分）
 - 保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ
 - 無免許運転、麻薬等を使用する等の運転、酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ
 - 脳疾患、疾病または心神喪失およびこれらによって生じたケガ
 - 妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ
 - 外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガ
 - 自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ
 - むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの
 - ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハングライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ
 - オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ
- 等

保険金をお支払い
しない主な場合

事故発生から保険金お支払いまでの流れ

はじめに

賠償責任保険事故につきまして、一般的な手順をご説明いたします。事故内容により手順が変わることもありますので、詳しくは事故報告時に担当者よりご案内いたします。

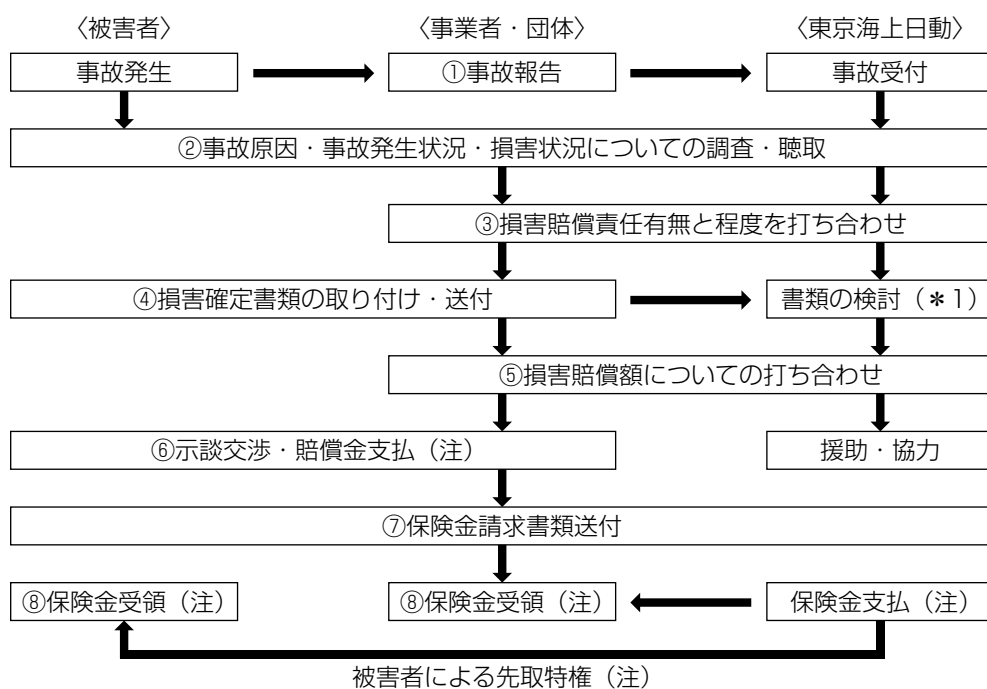
◆賠償責任保険事故が発生した時には、保険会社に連絡をする前に被害者の方との間で賠償金の額を決めたり、事業者様単独で賠償責任の有無を判断することなく、必ず事前に引受保険会社にご相談ください。賠償責任が発生するかどうかが判断つかないような場合も同様です。（引受保険会社の同意を得ないで賠償責任を承認なさいますと保険金が支払われない場合がありますのでご注意下さい）

保険会社が被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。

本保険では引受保険会社は被害者の方と直接の示談交渉はできませんが、解決に向けて協力、援助をさせていただきますので、遠慮なくご相談ください。

◆なお、賠償責任保険で対象とならない傷害の場合でも傷害保険でのご対応可能な場合もありますので、事故報告時にご相談下さい。（サービス利用者保険ご加入の場合）

ご請求手続きの流れ



(* 1) 事故状況によりお取り付けいただく書類は異なることがあります。詳しくは引受保険会社の担当者よりご案内いたします。

(注) 責任保険（身元信用保険については賠償責任に基づく損害の場合）および賠償責任を補償する特約をセットする契約において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権（費用保険金に関するものを除きます。）について、先取特権を有します（保険法第22条第1項）。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。

被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することができます（保険法第22条第2項）。このため、被保険者からの請求を受けて引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合

②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合

③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

もし事故が起きたときは

<賠償責任事故発生時>

①事故報告

次ページの事故報告用紙にご記入の上、加入者証とともに下記FAX番号にてお送り下さい。

<FAX番号：03-3515-7504 東京海上日動火災保険株式会社

本店損害サービス第一部 企業・火災新種損害サービス第一課 東社協担当>

送付いただきました事故報告を確認の上、弊社担当者から折り返しご連絡いたします。

②事故原因・事故発生状況・損害状況について調査・聴取・責任割合の検討

→ご連絡いただきました事故内容から事業者様と被害者の方の責任負担割合を検討いたします。必要に応じ、事故現場や事業者様のもとに調査員が参ります。

③損害賠償責任有無と程度を打ち合わせ

責任有無及び責任割合についての打ち合わせとなります。

④損害確定書類の取り付け・送付

被害者の方に発生した損害の算定に必要な書類をお取り付けいただきます。事故状況により、お取り付けいただく書類は異なりますので、弊社の担当者よりご案内いたします。

<保険金でお支払できる主な損害内容>

賠償責任保険での対人事故の場合、保険でお支払の対象となり得る主な費目は以下のとおりです。

- ・治療費の実費
- ・通院に要した交通費
- ・慰謝料 等

事故内容によって異なりますので、弊社担当者までご相談ください。

⑤損害賠償額についての打ち合わせ

お取り付けいただきました損害確定書類の内容の検討を行い、示談案をご連絡いたします。(示談案については以下の方法で検討いたします)

- ・損害額の算定
→被害者の方に発生した損害を金額に換算いたします。(必要に応じ、同意書をもとに医療調査を行います。)

- ・金額の確定
→「(被害者の方に発生した損害の額) × (事業者様の責任負担割合)」
が、事業者様にお支払いできる損害賠償保険金の限度額になります。(ただし、支払限度額が上限となります)

⑥示談交渉

被害者宛に賠償金額の提示をしていただきます。弊社ご連絡の金額での示談が出来ない場合は弊社担当者までご連絡ください。

⑦保険金請求書類送付

被害者の方と示談が成立し、示談書のお取り付けおよび、賠償金の支払いが完了しましたら、保険金請求書と共にご送付下さい。なお、保険金請求の際にご提出いただく書類は担当者よりご案内いたします。

⑧保険金受領

ご送付いただきました保険金請求書に基づき、ご指定口座へ保険金をお支払いいたします。

<施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険・居宅介護事業者賠償責任保険>

保険事故または保険事故の原因となる偶発的な事故が発生したときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。また、ご通知いただいた「損害賠償請求の原因となり得る事故・事由」に起因して保険期間終了後5年以内に請求がなされた場合には、この保険契約の保険期間の末日をもって請求がなされたものとみなします(末日まで保険が有効であった場合において、この保険契約での補償対象となります。)。保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。

もし事故が起きたときは

<約定履行費用保険>

この保険で補償される偶然な事由が発生した場合は、遅滞なく必要事項を取扱代理店または弊社にご通知のうえ、保険金請求のお手続きをお取りください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。

<身元信用保険>

この保険で補償される事故が生じた場合は、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご通知の上、保険金請求のお手続きをお取りください。保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。

<マネーディフェンダー特別約款付運送保険>

この保険で補償される事故が生じた場合は、遅滞なく警察署、郵便局、各金融機関への届出を行い、事故に関する証明の取得を行ってください。また、ただちに取扱代理店または引受保険会社までご通知ください。必要な手続きについてご説明およびご相談させていただきます。保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。

<交通乗用具搭乗中の傷害危険担保特約付帯傷害保険、行事参加者の傷害危険担保特約付帯傷害保険>

- ①事故の通知：事故が発生した場合には、30日以内にご加入の代理店または弊社にご連絡ください。
- ②保険金請求権には、時効（3年）がありますのでご注意ください。
- ③ケガを被ったときすでに存在していたケガや病気の影響等により、ケガの程度が加重された場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。

総合生活保険（傷害補償）、交通乗用具搭乗中の傷害危険担保特約付帯傷害保険、行事参加者の傷害危険担保特約付帯傷害保険、マネーディフェンダー特別約款付運送保険のご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。なお、約款はご契約者である団体の代表者にお渡しする予定です。必要に応じ団体までご請求ください。また、パンフレットには、ご契約上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読の上、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。ご不明な点等がある場合には、代理店までお問い合わせください。

取扱代理店である有限会社東京福祉企画は、保険契約締結の代理権を有しており、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、引受契約の管理業務等の代理業務を行っております。従いまして、保険契約者が有限会社東京福祉企画と締結し、有効に成立した契約につきましては、保険契約者と保険会社との間で直接契約されたものとなります。

この保険は、以下の保険会社による共同保険契約であり、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行いません。各引受保険会社は契約締結時に決定する引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。引受割合については、東京都社会福祉協議会にてご確認ください。

<引受保険会社>

東京海上日動火災保険株式会社（幹事保険会社）

担当課：公務第一部東京公務課 TEL 03-3515-4126

三井住友海上火災保険株式会社

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

個人情報の取扱いに関するご案内

保険契約者である社会福祉法人東京都社会福祉協議会は引受保険会社に社協の保険の加入依頼書に関する個人情報を提供します。

保険契約者 社会福祉法人 東京都社会福祉協議会

保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑤の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ（<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>）および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。

(東京都社会福祉協議会団体用) **事故報告用紙 (社協の保険)**

事故が発生した場合は、本紙を使用して速やかに事故内容のご連絡をお願いします。
事故のご連絡の際は、必ず加入者証も併せてFAXください。

社 協 名	
ご 住 所	〒
お 電 話 番 号	() 様 ()
事 故 日	(西暦) 年 月 日 時ごろ
事故発生場所(住所)	
加 害 者 氏 名	様 (男・女) () 歳
被害者の要介護度	要介護1 要介護2 要介護3 要介護4 要介護5 要支援1 要支援2 非該当 その他
被害者の認知症	認知症なし 軽度認知症 中度認知症 重度認知症 その他

人身事故の場合記入ください。

事 故 発 生 場 所	①居室 ②浴室 ③屋外 ④送迎中 ⑤その他()
事 故 形 態	①転倒 ②転落 ③誤嚥 ④疾病 感染症 ⑤その他()
事 故 原 因	①他者の加害行為 ②つまずき ③すべり ④不適切な支援 ⑤その他()
ケ ガ の 内 容	①骨折 ②打撲 ③すり傷 ④やけど ⑤窒息 ⑥死亡 ⑦その他()
事 故 時 の 状 況	①介助中 ②単独で歩行中 ③単独で車いす ④レクリエーション中 ⑤リハビリ中 ⑥その他
詳しい事故状況	被害者の方がサービス利用者の場合、身体状態をご記入下さい。(例:全介助、自立歩行可、杖使用、車椅子利用 等)

物損事故の場合記入ください。

事 故 形 態	①破 損 ②紛 失 ③盗 難 ④その他()
事 故 発 生 場 所	①利用者のご自宅 ②送迎中 ③その他()
事 故 時 の 状 況	②介助中 ③食事中 ④清掃中 ⑤洗濯中 ⑥その他()
詳しい事故状況	

人身・物損問わず記入ください。

被 害 者 氏 名	(フリガナ) 様 (男・女) () 歳
被 害 者 の 立 場	①利用者 ②職員 ③家族 ④その他()
詳しい被害内容	人身事故の場合は、ケガの程度、治療日数見込み等をご記入下さい。 物損事故の場合は、その物の購入金額、購入時期、メーカー、購入先をご記入下さい。
社 協 様 の ご 見 解	発生事故に関し施設側の賠償責任有無について事業者様のお考えをご記入下さい。

【ご照会・ご相談先】

東京海上日動火災保険(株) 本店損害サービス第一部 企業・火災新種損害サービス第一課 03-3515-7503
東社協担当 (平日午前9時から午後5時まで)

※被害が財物損害の場合、その財物の購入金額、購入時期、メーカー、購入先等をお知らせ下さい。
※傷害事故の場合には加害者氏名欄にケガをされた方の氏名をご記入下さい。

東京都社会福祉協議会がご提供する団体保険制度の一覧表

以下の一覧表は団体保険制度の概要を示したものとなります。制度の詳細については、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

NO.	保 険 名	保険期間	募集時期	中途加入	保 険 概 要
1	ボランティア保険	毎年4月1日～ (1年間)	随時	随時	ボランティア活動中の傷害リスクおよび賠償責任リスクを補償する制度。
2	行 事 保 険	毎年4月1日～ (1年間)	随時	随時	福祉活動やボランティア活動または、市民活動の一環として、非営利団体が主催する行事参加中の傷害リスクおよび賠償責任リスクを補償する制度。
3	情報漏えい保険	毎年4月1日～ (1年間)	2月頃	○	個人情報漏えいした場合の賠償責任および各種負担する費用を補償する制度。
4	社 協 の 保 険	毎年4月1日～ (1年間)	2月頃	○	社協が行う業務に起因して被った賠償責任リスクを補償する制度。その他、様々なリスクに対応する補償をご用意しております。
5	在 宅 福 祉 サ ー ビ ス 総 合 保 険	毎年4月1日～ (1年間)	2月頃	○	在宅福祉サービスを提供する事業者が業務の遂行に起因して被った法律上の賠償責任を補償する制度。その他、様々なリスクに対応する補償をご用意しております。
6	労 災 上 乗 せ 保 険	毎年7月1日～ (1年間)	5月頃	○	職員・従事者が業務上または、通勤途上の災害によって身体に障害を被った場合に、その職員・従事者本人やその家族が災害補償規定に基づき補償をする制度。
7	常勤役員・非常勤役員災害補償保険	毎年7月1日～ (1年間)	5月頃	○	常勤・非常勤役員が業務従事中・通勤途上などに偶然な事故でケガをした際の傷害リスクを補償する制度です。常勤役員は、業務従事中、従事外を問わず補償します。(24時間補償)
8	役員賠償責任保険	毎年7月1日～ (1年間)	5月頃	○	役員の賠償リスクを補償する制度です。
9	社会貢献型後見人に関わる損害保険	毎年8月1日～ (1年間)	6月頃	○	社会貢献型後見人が社会貢献型後見人の業務に起因して被った賠償責任リスクを補償する制度。その他、様々なリスクに対応する補償をご用意しております。
10	地域福祉権利擁護事業保険	毎年10月1日～ (1年間)	8月頃	○	地域福祉権利擁護事業を行う生活支援員が被る賠償責任リスクを補償する制度です。その他、様々なリスクに対応する補償をご用意しております。
11	介 護 事 業 者 総 合 保 険	毎年10月1日～ (1年間)	8月頃	○	介護事業者が行う業務に起因して被った賠償責任リスクを補償する制度。その他、様々なリスクに対応する補償をご用意しております。
12	社 会 福 祉 施 設 損 害 保 険	毎年10月1日～ (1年間)	8月頃	○	社会福祉施設が行う業務に起因して被った賠償責任リスクを補償する制度。その他、様々なリスクに対応する補償をご用意しております。

【お問合せ先】 取扱代理店： **東京福祉企画** (東京都社会福祉協議会指定代理店)

TEL：03-3268-0910

FAX：03-3268-8832

HP：http://www.tokyo-fk.com

本保険に関するお問い合わせ先

保険の詳しい内容につきましては下記までお問い合わせ下さい。

● 取扱代理店

有限会社 東京福祉企画

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂1-2 研究社英語センタービル3階
TEL 03(3268)0910 FAX 03(3268)8832
ホームページアドレス <http://www.tokyo-fk.com>

● 団体契約者

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会

(団体窓口)福祉部 経営支援担当

〒162-8953 東京都新宿区神楽河岸1-1
TEL 03(3268)7232 FAX 03(3268)2148

この他にも、社会福祉事業やボランティア活動を総合的にフォローアップするために、各種保険を取り揃えております。
各窓口へお問い合わせください。

● 引受保険会社(幹事)

東京海上日動火災保険株式会社 (担当課) 公務第一部 東京公務課

〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4 (ラ・メール三番町10F)
TEL 03(3515)4126 FAX 03(3515)4127

● 事故に関するお問い合わせ先

東京海上日動火災保険株式会社

本店損害サービス第一部 企業・火災新種損害サービス第一課 東社協担当

〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4 (ラ・メール三番町5F)
TEL 03(3515)7503 FAX 03(3515)7504

《事故の際のご連絡方法について》

事故報告用紙(P.32)と加入者証を、上記、東京海上日動火災保険(株)本店損害サービス第一部企業・火災新種損害サービス第一課までFAXにてお送りください。

ご送付いただきました事故報告用紙と加入者証を確認の上、保険会社担当者から折り返しご連絡いたします。

《保険料お振り込み先》

*同封の振込用紙にて以下のいずれかの口座へ3月17日(金)までにお振り込み下さい。

【ゆうちょ銀行】 ゆうちょ銀行から振り込む場合

口座番号 00100-4-661713

(福)東京都社会福祉協議会 在宅福祉サービス総合保険係

・ゆうちょ銀行以外の金融機関より振り込む場合

ゆうちょ銀行 〇一九(ゼロイチキュウ)店 当座 0661713

(福)東京都社会福祉協議会 在宅福祉サービス総合保険係

【銀行】

みずほ銀行 飯田橋支店(普)1454127

(福)東京都社会福祉協議会 在宅福祉サービス総合保険行政口

このパンフレットは、社協の業務に関する複数の保険を組み合わせたもの(施設賠償責任保険、生産物賠償責任保険、居宅介護事業者賠償責任保険、総合生活保険(傷害補償)、交通乗用具搭乗中の傷害危険担保特約付帯傷害保険、行事参加者の傷害危険担保特約付帯傷害保険、約定履行費用保険、マネーディフェンダー特別約款付運送保険、身元信用保険)の概要をご説明したものです。総合生活保険(傷害補償)、交通乗用具搭乗中の傷害危険担保特約付帯傷害保険、行事参加者の傷害危険担保特約付帯傷害保険、マネーディフェンダー特別約款付運送保険のご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は、本保険の契約者である東京都社会福祉協議会に対して発行しております保険約款によりますが、ご不明な点がございましたら、取扱代理店または引受保険会社までおたずねください。ご加入を申し込まれる方と被保険者が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。